

### 第3類（杏林大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程）

## ○杏林大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程

制定 平成27年 3月16日

改正 平成28年 9月12日 令和 4年 9月 5日

（目的）

**第1条** この規程は、杏林大学（以下「本学」という。）において行われる教職員等の研究活動における不正行為（以下「不正行為」という。）の防止及び不正行為が生じた場合、又はその疑いがある場合の措置等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（不正行為）

**第2条** 不正行為とは、研究者倫理に背馳し、研究活動及び研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為をいい、具体的には、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次の各号の行為などをいう。

- （1）捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- （2）改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- （3）盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- （4）二重投稿：同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表すること。
- （5）不適切なオーサiership：研究論文の著者リストにおいて著者としての資格を有しない者を著者として含める、若しくは著者としての資格を有する者を除外するなどのこと。

（最高管理責任者）

**第3条** 本学における不正行為の対応に関して、本学全体を統括し、最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を置く。

- 2 最高管理責任者は、学長をもって充て、職名を公開するものとする。
- 3 最高管理責任者は、不正行為対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及び研究倫理教育責任者が責任をもって不正行為の防止等が行えるよう措置する。

（統括管理責任者）

**第4条** 本学における不正行為の対応に関して、最高管理責任者を補佐し、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）を置く。

- 2 統括管理責任者は、研究推進センター長をもって充て、職名を公開するものとする。
- 3 統括管理責任者は不正行為に関して、大学全体に関わる具体的な対策を策定・実施する責任を負う。

（研究倫理教育責任者）

### 第3類（杏林大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程）

**第5条** 本学における不正行為の防止等に関して、各部局を統括する責任者（以下、「研究倫理教育責任者」という。）を置く。

- 2 研究倫理教育責任者は各学部の学部長、各研究科の研究科長をもって充てる。
- 3 研究倫理教育責任者は自己の管理監督又は指導する部局において、その構成員を対象として、以下の業務を行うこととする。
  - (1) 不正行為が発生しないよう、部局内での体制整備を図る。
  - (2) 定期的に研究者等に求められる研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等（以下「研究倫理教育」という。）を実施し、本学の研究に従事する全ての教職員並びに学生は受講しなければならない。
  - (3) その他、不正行為の防止に関し、必要な指導等を行う。  
(不正行為防止委員会)

**第6条** 不正行為の防止を図るため、最高管理責任者の下に不正行為防止委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 委員会は統括管理責任者、研究倫理教育責任者、事務局長、大学事務部長及び最高管理責任者が必要と認める者をもって構成する。
- 3 委員会の委員長は、統括管理責任者とする。
- 4 委員会は、次の各号に掲げる業務を行うこととする。
  - (1) 研究倫理教育の企画、立案。
  - (2) データの保存、開示に関するルール策定。
  - (3) 不正行為がおきた場合における再発防止策の検討。
  - (4) その他、研究倫理に関わる事項。
- 5 本委員会で企画、立案した研究倫理教育の内容は、研究推進センターと各部局で連携して実施することとする。
- 6 委員会の事務は、公的資金企画管理課が担当する。  
(データの保存、開示)

**第7条** 研究者は、データを一定期間保存し適切に管理しなければならない。保存方法としては原則、第三者により検証できるよう実験・観察ノート等の記録媒体で保存することとする。

- 2 データの保存期間は、以下を基準とし、詳細はデータの性質及び研究分野の特性に応じて各部局において定める。ただし研究者等がこれらの保存期間を超えて保存することを妨げない。
  - (1) 資料（文章、数値データ、画像など）の保存期間は原則として当該論文等の成果発表後10年間とする。ただし、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合は合理的な範囲で廃棄することも可能とする。
  - (2) 試料（実験試料、標本）や装置などの保存期間は、原則として当該論文等の成果発表後5年間とする。ただし、保存・保管等が本質的に困難なものや保存に多大なコストがかかるものについてはこの限りではない。

### 第3類（杏林大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程）

- (3) 法令等に別に保存期間に関する定めがある場合はそれに従う。
- (4) 共同研究により得られたデータ又は外部から受領したデータで、契約等により別途定めがある場合はそれに従う。
- 3 研究者は統括管理責任者及び研究倫理教育責任者の求めがあった場合、保存しているデータを開示しなければならない。  
(通報、告発窓口の設置)

**第8条** 不正行為に関する本学内外からの通報、告発窓口を、研究推進センターに設置することとする。

- 2 通報、告発の受け付け方法は、書面、電話、FAX、電子メールとする。
- 3 通報、告発窓口は悪意に基づく告発を防止するため、原則として顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理性のある理由が示されているもののみを受け付ける。なお、匿名による告発の場合には、告発の内容に応じ顕名の告発があった場合に準じた取り扱いをすることができるものとする。
- 4 通報、告発を受け付けた場合、速やかに通報内容を統括管理責任者及び研究倫理教育責任者に報告する。
- 5 統括管理責任者は、速やかに通報内容を最高管理責任者に報告する。  
(告発者、被告発者の取り扱い)

**第9条** 告発を受け付ける場合、通報、告発窓口は個室で面談したり、電話や電子メールなどを窓口の担当職員以外は見聞できないようにしたりするなど秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。

- 2 通報、告発窓口は、受け付け窓口に寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底しなければならない。
- 3 調査事案が漏えいした場合、本学は告発者及び被告発者の同意を得て、調査事案について公表することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏えいした場合は、当人の同意は不要とする。
- 4 悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に告発者に対し、不利益な取り扱いをしてはならない。
- 5 相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者に対し不利益な取り扱いをしてはならない。  
(調査の取り扱い)

**第10条** 本学に所属する（本学に所属しないが専ら本学の施設・設備を使用して研究する場合を含む。以下同じ。）研究者に係る不正行為の告発があった場合、原則として本学で事案の調査を行う。

- 2 被告発者が複数の機関に所属する場合、原則として被告発者が告発された事案に係る研究活動を主に行っていた機関を中心に、所属する複数の機関が合同で調査を行うもの

### 第3類（杏林大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程）

とする。

- 3 被告発者が本学とは異なる機関で行った研究活動に係る告発があった場合、本学と当該研究活動が行われた機関とが合同で、告発された事案の調査を行うものとする。
- 4 本学を離職した研究者が被告発者となった場合、本学は被告発者が現に所属する機関と合同で、告発された事案の調査を行う。被告発者が離職後、どの機関にも所属していないときは、被告発者が本学で研究活動を行っていた場合、告発された事案の調査を行うこととする。
- 5 第1項から第4項に該当する場合、被告発者が本学に現に所属しているかどうかにかかわらず、誠実に調査を行わなければならない。
- 6 調査に関わる者は、調査により知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 調査は予備調査と本調査をもって行う。

（予備調査）

**第11条** 最高管理責任者は通報、告発を受け付けた後、不正行為の可能性があると判断した場合には、統括管理責任者に対し予備調査を実施するよう指示する。統括管理責任者は30日以内に予備調査の結果を最高管理責任者へ報告しなければならない。

- 2 予備調査は統括管理責任者、被告発者が所属する研究倫理教育責任者及び研究倫理教育責任者が指名する者で行うこととする。なお、本学を離職した研究者が被告発者となった場合、統括管理責任者、その被告発者が最後に所属した部局の研究倫理教育責任者及び研究倫理教育責任者が指名する者で行うこととする。
- 3 調査内容は告発された不正行為が行われた可能性、告発の際示された科学的な合理性のある理由の論理性、告発された事案に係る研究活動の公表から告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、又は被告発者が所属する機関が定める保存期間を超えるか否かなど告発内容の合理性、調査可能性等について行うこととする。なお、告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

（本調査）

**第12条** 最高管理責任者は統括管理責任者からの予備調査結果を受けて、本調査を行うか否かを判断する。なお、本調査を行う際は調査委員会を設置する。

- 2 本調査を行うことを決定した場合、統括管理責任者は告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮する。また、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に本調査を行う旨報告する。

### 第3類（杏林大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程）

- 3 本調査は、本調査の実施の決定後、30日以内に実施することとする。
- 4 本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知する。この場合、調査を行った機関（以下、調査機関とする）は予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関等及び告発者の求めに応じ開示するものとする。

（調査委員会）

**第13条** 調査委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 統括管理責任者
  - (2) 被告発者が所属する研究倫理教育責任者
  - (3) 告発内容に見識を持つ外部有識者 若干名
  - (4) 不正行為に見識を持つ外部有識者 若干名
  - (5) 事務局長
  - (6) 大学事務部長
  - (7) その他特に必要と認められる者 若干名
- 2 調査委員会は、調査委員の半数以上が外部有識者で構成され、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。
  - 3 調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。これに対し、告発者及び被告発者は、あらかじめ本学が定めた期間内に異議申し立てをすることができる。異議申し立てがあった場合、最高管理責任者は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申し立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

**第14条** 本調査は、告発された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより行われる。この際、被告発者の弁明の聴取を行う。

- 2 告発された不正行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再実験などにより再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）が合理的に必要と判断される範囲内において、これを行う。その際、調査委員会の指導・監督の下に行うこととする。
- 3 第1項及び第2項に関して、調査委員会は調査の権限について定め関係者に周知する。この調査権限に基づく調査委員会の調査に対し、告発者及び被告発者などの関係者は誠実に協力しなければならない。また、本学以外の機関において調査がなされる場合、本学は当該機関に協力を要請することとする。
- 4 調査の対象となる研究活動は、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めることができる。
- 5 本調査に当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。この場合、告発された事案に係る研究活動が行われた機関が本学でないときは、本学は告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような

### 第3類（杏林大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程）

資料等を保全する措置をとるようその機関に依頼する。これらの措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しない。

**第15条** 最高管理責任者は、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。

2 調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する。

（認定）

**第16条** 統括管理責任者は調査委員会が調査した内容を目安として150日以内にまとめ、その結果を最高管理責任者へ報告しなければならない。

2 調査委員会は、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定する。

3 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与える。

4 調査委員会は被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。

5 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

（調査結果の通知及び報告）

**第17条** 最高管理責任者は、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その機関にも当該調査結果を通知する。

2 最高管理責任者は統括管理責任者より調査結果の報告を受けて、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に当該調査結果を報告しなければならない。

3 悪意に基づく告発と認定された場合、最高管理責任者は告発者の所属機関にも通知する。  
（不服申し立て）

**第18条** 不正行為と認定された被告発者は、調査結果の通知後30日以内に、不服申し立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申し立てを繰り返すことはできない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申し立ての審査の段階

### 第3類（杏林大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程）

で悪意に基づく告発と認定された者を含む。この場合の認定については、第16条第3項を準用する。）は、その認定について、第16条第3項より不服申し立てをすることができる。

- 3 不服申し立ての審査は調査委員会が行う。その際、不服申し立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、最高管理責任者は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。
- 4 不正行為があったと認定された場合に係る被告発者による不服申し立てについて、調査委員会（第3項の調査委員会に代わる者を含む。以下第18条において同じ。）は、不服申し立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申し立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被告発者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申し立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、以後の不服申し立てを受け付けないこととする。

（再調査）

**第19条** 調査委員会は、再調査を行う決定を行った場合には被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被告発者に当該決定を通知する。

- 2 最高管理責任者は、被告発者から不正行為の認定に係る不服申し立てがあったときは、告発者に通知する。加えて、最高管理責任者は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。不服申し立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 3 調査委員会が再調査を開始した場合は、目安として50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、統括管理責任者はその結果を直ちに最高管理責任者に報告しなければならない。また、最高管理責任者は当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知する。加えて、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。
- 4 第18条第2項の悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申し立てがあった場合、最高管理責任者は、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。
- 5 第18条第2項の不服申し立てについては、30日以内に再調査を行い、調査委員会はその結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。また最高管理責任者は、当該結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

（調査結果の公表）

**第20条** 最高管理責任者は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。なお、不正行為が行われなかったとの認定があった場合及び研究の

### 第3類（杏林大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程）

不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられたときは、原則として調査結果を公表しない。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認める場合、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。

- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 第20条第1項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 4 最高管理責任者は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属・悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等は公表する。

（告発者及び被告発者に対する措置）

- 第21条** 不正行為が行われたとの認定があった場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された者は、杏林学園就業規則等に基づき被認定者に対し、適切な措置をとるとともに、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するものとする。
- 2 告発が悪意に基づくものと認定された場合、告発者に対し、杏林学園就業規則等に基づき適切な措置を行うこととする。

（雑則）

- 第22条** 最高管理責任者は本規程に定めるほか、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」において必要とされる取り組みを実施する。
- 第23条** この規程の改廃については、運営審議会の議を経るものとする。

#### 附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成28年10月 1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和 4年 9月 5日から施行する。